

報告

平成23年度

全国メディカルコントロール協議会 連絡会

常任理事・救急医療部長 目黒 順一

標記連絡会が去る2月3日(金)、静岡県浜松市のアクティシティ浜松において開催された。

本連絡会は、地域間格差のあったメディカルコントロール体制の統一化を図り、関係機関相互の協力と連携を円滑にするため設置されたものである。

総務省消防庁の長谷川救急専門官から開会、小林本連絡会会長より挨拶があり、引き続き、本連絡会幹事で東京臨海病院の山本病院長が座長となり、「東日本大震災におけるMC体制について」をテーマに3名のパネリストによる発表が行われた。

仙台市消防局の氏家課長からは、災害の概要と救急現場活動について説明。3月11日の東日本大震災発災から1週間は前年1日平均の出場件数の約2倍となったため、多発する救急要請に対して入電時には指令台の半数の10台を受付専用とし、119番通報の段階で重症でない判断された場合、①救急車到着まで相当の時間を要すること、②人命にかかわる要請を優先し救急車を出動させていること、③自助努力で医療機関を受診してほしいことなどを説明し、住民の理解を求めるなどコールトリアージ的対応を行った。

特異な事案は、大渋滞で救急車が現場に到着できず徒歩で向かった例や病院からの帰還途中に倒れている人を収容したケースもあった。津波被災地域では発生場所(住所)、目標物の確認が困難となり到着の遅れや重複出動があり、携帯電話(災害時優先電話)による通話もほぼ不可能な状況で、消防無線もチャンネル数が少ない上に災害が多発していたことも影響し輻輳したこと、緊急車両の給油も市民の目を気にしながら深夜に行くなど細心の注意を払ったこと等、現場での体験を元に運用体制、通信、他機関との連携の問題点を中心に報告した。

杏林大学医学部の山口教授は、災害時における救急業務のあり方作業部会の検討結果を踏まえて、被災地での経験談を交え大規模災害時のメディカルコントロールのあり方を解説。被災地の救助活動を行った消防本部に特定行為の実態調査を行った結

果、通信、プロトコル、メディカルコントロール指示医の問題が多々見受けられた。

プロトコルについては、どこのプロトコルを使用すべきかが発災当初は明確に示されていなかったため、混乱したことやどこから指示を受けるべきかの問題も発生した。また、通信途絶時の対応についても、具体的な指示が得られなければ法令遵守の立場から搬送を優先しなければならないことなど、3月17日に発出された「正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする」とする厚労省通知がなされるまで対応が多少後手に回った。しかし、今回のような極めて甚大な災害が発生した場合は、国からの事務連絡等でその方針が速やかに示されることが大切であり、災害前にどうすべきか検討して方針を打ち出しておく必要がある。

杏林大学総合政策学部の橋本教授は、法の観点からメディカルコントロール体制の問題点・課題について解説。救急救命士は実施基準に従って対応するが、プロトコルをどこのものを使用し、誰の指示に従うかの議論を深める必要がある。医師の具体的な指示が得られない場合は、緊急災害時だから許されるのか、法律からすると災害時ほど厳格に考えなければ平時にも影響してしまうことが懸念されるので、拙速に進めるべきではないとの見解が示された。

引き続き、消防庁と厚生労働省の担当者が加わり行われたディスカッションでは、災害時における指示・助言、指揮命令系統をどう考えるべきか、通信が途絶えた時の対応の問題などが数多く取り上げられ、法的問題の整理の必要性が指摘された。一方で病院での情報が少ないことを考慮し、消防無線を持参して病院で直接情報収集することで確かな情報が得られたことやアポなし病院収容が可能となった背景には、日頃からの顔の見える関係を築いていることが非常事態において最も重要なポイントであることが報告された。

その後、「改正消防法に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準策定後の検証体制」(滋賀県防災危機管理局・西島参事)、「救急救命士の処置範囲」(厚生労働省・佐藤救急医療専門官)、「ガイドライン2010」(帝京大学医学部・坂本教授)についてそれぞれ進捗状況等の説明があり、閉会した。

本連絡会では、東日本大震災で明らかにされた現場でのMC医の指示・助言のあり方や通信が途絶えた際の対応が問題提起された。今回のような非常事態の中でも、命と向き合っている救命士の方々は法を遵守することが求められるのか、現場サイドの要望と法学関係者の見解が異なっている。もっとも、その後のディスカッションでは、橋本教授自身も述べられていたが、緊急事態だから何をしても良いと考えることへの警鐘であり、きちんとした認識が共有できれば構わないのではないかと方向性が出された。今回、厚生労働省の見解(通知)の発出が遅

れたために混乱も生じたが、今後、緊急時のみならず、平時でも状況に応じた適切な対応が行えるよう明確に方針が示されると思われる。

メディカルコントロールの目的のひとつに、救命士の立場を守ることも挙げられているので、彼らが安心して救急業務に従事できるように保証することは、ひいては国民の利益にもなると思われる。

災害対応をはじめ、救急業務全般に際して、日頃

より医療と消防との連携を密にし、顔の見える関係を築いておくことが、想定外の事態においても臨機応変な対応につながる重要なキーワードとなることを改めて実感した。

当会としても引き続き、関係機関との連携を図りながら、課題解決に向け取り組んでいくこととしているので、ご支援ご協力をお願いしたい。

新規指定医療機関

●平成24年2月1日

医療機関名称	所在地・電話番号	開設者・管理者氏名
太陽の園発達診療相談室	052-8585 伊達市幌美内町36番地58 ☎0142-22-0101	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 伊藤 淳一

●平成24年2月3日

医療機関名称	所在地・電話番号	開設者・管理者氏名
医療法人社団 岩田皮膚科	065-0026 札幌市東区北26条東6丁目1番28号 ☎011-711-0384	医療法人社団 岩田皮膚科 伊東 英里

●平成24年3月1日

医療機関名称	所在地・電話番号	開設者・管理者氏名
社会医療法人 恵佑会第2病院	003-0027 札幌市白石区本通13丁目北7番1号 ☎011-863-2111	社会医療法人 恵佑会 小池 容史
スワン アイクリニック	060-0042 札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル1階 ☎011-200-2121	木村 祐介
駅前皮膚科クリニック	070-0030 旭川市宮下通7丁目 駅前ビル4階 ☎0166-76-4612	山田 由美子

●平成24年3月11日

医療機関名称	所在地・電話番号	開設者・管理者氏名
特定医療法人 平成会 平成会病院	060-0001 札幌市中央区北1条西18丁目1番1 ☎011-631-0333	特定医療法人 平成会 山村 剛康